

令和7年度（繰越）
奄美野生生物保護センター展示改修に係る基本計画策定業務
仕様書

1. 業務の目的

環境省奄美野生生物保護センター（以下、「センター」という。）は、奄美群島における野生生物の保護に関する普及啓発を目的として、奄美群島の生態系や野生生物の解説、アマミノクロウサギ保護増殖事業及びフィリマングース防除事業等の取組紹介を行っている。センターは供用開始から25年が経過し、展示物の老朽化や展示内容の陳腐化が課題となっている。また、平成29年3月の「奄美群島国立公園」の指定、令和3年7月の「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録、令和6年9月のフィリマングース根絶宣言などを踏まえ、自然環境保全にかかる各種取組について、センターにおける一層の情報発信が必要である。加えて、令和7年4月には隣接地に「アマミノクロウサギミュージアム QuruGuru」が開館したことを受け、センターにおいても来館者数が急増していることから、多様な利用者に向けた展示物の多言語化や、最先端の技術を活用した魅力的な展示物の整備により、滞在時間の延長や両施設の相乗効果など、利用の好循環を図る契機であると考えられる。

本業務は、センターの展示改修に必要な情報収集を行い、基本計画を策定するものである。これにより、観光客や地域住民を含む来館者に対し、奄美群島の自然環境及び野生生物保護に関する普及啓発を推進するとともに、施設の利用促進を図る展示改修を実現することを目的とする。

2. 業務の実施箇所

鹿児島県大島郡大和村思勝551（奄美野生生物保護センター）

3. 業務履行期限

令和8年10月30日（金）まで

4. 業務の内容

（1）与条件の整理及び展示コンテンツの情報収集

奄美群島の自然環境、生物多様性及び環境文化の価値について、来館者の理解促進と普及啓発を図るため、展示するコンテンツの情報収集を行う。業務内容は、以下のとおりとする。

①与条件の整理

ア. 現地調査

現地調査（1回3人4日間程度）等により、センターの利用状況等を把握する。調査項目は以下のとおりとする。

- ・センターの展示施設としての立地環境
- ・現行展示物の種類、配置、再利用の可否、説明内容の現状
- ・来館者の動線や視認性
- ・整備に係る関係法令等
- ・奄美大島内の自然環境に係る施設の概要及び各施設の展示内容（改修計画含む）

イ. 調査結果のとりまとめ

現地調査の結果について、とりまとめを行い、各項目について整理する（整理は2名4日程度を想定）。

②展示コンテンツの情報収集

ア. 文献等による情報収集

奄美群島（奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島）の自然環境、生物多様性及び環境文化が広く深く理解されることを目指し、展示コンテンツに関する情報収集を行う（文献計10冊程度）。得られた情報は体系的に整理し、実施計画で活用可能な形にまとめることとする（5人2日間程度を想定）。

なお、収集対象とする情報は、環境省奄美群島国立公園管理事務所担当官（以下、「環境省担当官」という。）と協議の上、決定するものとし、基本的には以下の内容を含むものとする。

- ・奄美群島の地史
- ・奄美群島各島の生物相
- ・奄美群島各島の環境文化
- ・ファイリマングース防除事業に関する事項
- ・保護増殖事業に関する事項
- ・世界自然遺産に関する事項
- ・観光及びエコツーリズムに関する事項
- ・その他（奄美大島への来島者数の推移及び大和村への入域者数の推移、センター、及び奄美大島内の自然環境に係る施設の利用者数及び利用者層（特にインバウンド）の推移、利用形態の変化等）

イ. 有識者ヒアリング

奄美群島の自然環境・環境文化に詳しい研究者2名へのヒアリング（1時間×2名×1回を想定）を行う。ヒアリング対象者は、環境省担当官と協議の上、決定すること。受注者は、ヒアリングに対する謝金（大学教授級、7,700円）を有識者に対し支払うこと。なお、ヒアリングはオンラインを想定する。

③基本計画の策定

上記のヒアリング結果・連携検討等を踏まえ、展示で示すべき価値や魅力を整理し、基本計画を策定する（29人日程度を想定）。なお、奄美大島内には奄美大島世界遺産センター（環境省施設）、アマミノクロウサギミュージアム QuruGuru（大和村施設）が整備されていることを踏まえ、展示コンセプトや構成については十分な調整・整合・差別化を図ること。

計画策定にあたっては以下に留意すること。

- ・奄美群島の地史・独自の生態系と生物多様性・環境文化の価値を伝える全体コンセプトの立案
- ・空間ゾーニング（既存展示を活用したテーマ別区画、動線等）計画
- ・来館者層（子ども、観光客、研究者等）に応じた情報レベルの設定
- ・インバウンドに向けた多言語化を想定した展示方法や必要な機能
- ・各種展示手法（パネル、標本、剥製、映像、模型、体験型など）の選定
- ・希少種や生物多様性の保全及び外来種問題やマングース根絶事例の分かりやすい提示方法
- ・季節や最新情報に応じて更新可能な展示システムの検討
- ・視覚・聴覚障がい者等へのバリアフリー対応
- ・デジタルサイネージ等の最新機器活用の検討

（2）打合せ協議

業務期間中に5回程度（1回当たり1日程度）、打合せを実施する。なお、打合せはウェブ会議システム等を用いて実施することを妨げない。

5. 成果物

紙媒体：報告書2部（A4判50頁程度）

基本計画書2部

電子媒体：報告書及び基本計画書の電子データを収納した電子媒体（DVD-R）2式
なお、報告書及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出期限 令和8年11月30日

提出場所 環境省沖縄奄美自然環境事務所奄美群島国立公園管理事務所

6. 著作権等の扱い

- （1）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- （2）請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- （3）成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省

が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達等の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画；MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式（PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7）」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルに

より付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。